

議第 72 号

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の
一部改正について(概要)

1 概 要

- ・ 県道に設置する標識の寸法や文字の大きさは、地方公共団体の条例「滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例」(以下「条例」)で定めるとされている。(道路法第 45 条第 3 項)
- ・ 国の政省令「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下「標識令」)が平成 29 年 2 月に一部改正された。
- ・ 標識令の改正にあわせ、本県条例についてもこれと整合するよう一部改正したい。

2 改正内容

- ・ 標識令改正により、新たに 2 種類の案内標識が追加。
- ・ 標識は種類により番号が割り振られているが、標識令の番号が振り直されたことから、整合を図るよう、条例における標識の番号を振り直そうとするもの。

【参考：標識令改正により追加された案内標識（2 種類）】

「サービスエリア又は
駐車場から本線への入り口」



番号：117の2

「高速道路番号」



番号：118の3

滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県道路法に基づく県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 69 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正による案内標識の番号の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。